（復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令の一部改正）

第十一条　復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表所得税法施行令の項の改正規定中「第五号」を「第六号」に改める。

法人税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十六号

法人税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の施行に伴い、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

（法人税法施行令の一部改正）

第一条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一目の二　外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等（第七十八条の二）」を「第十一目の二　第二次納税義務に係る納付税額（第七十八条の二）
第十一目の三　外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等（第七十八条の三）」に、「第十四目　繰越欠損金（第百十二条―第百十八条）」を「第十三目の三　不正行為等に係る費用等（第百十一条）
第十四目　繰越欠損金（第百十二条―第百十八条の四）」に、「短期売買商品」を「短期売買商品等」に、「第百十八条の八」を「第百十八条の十一」に、「普通法人」を「普通法人等」に改め、「の損金算入等」を削り、「―第百三十九条の六」を「・第百三十九条の五」に、「第百三十九条の六の二」を「第百三十九条の六」に改める。

第四条の三第一項中「規定する全部を」の下に「直接又は間接に」を加え、「直接完全支配関係（二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等（同条第十二号の七の五に規定する発行済株式等をいう。以下この条において同じ。）の全部を保有する関係をいう。以下この項において同じ。）」を「完全支配関係（以下この項において「直前完全支配関係」という。）」に改め、「当該合併後に行われる適格合併により当該合併法人の発行済株式等の全部が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該適格合併に係る合併法人を含む。）」を削り、「直接完全支配関係が」を「完全支配関係が」に、「合併に係る合併法人と親法人との間の関係」を「直前完全支配関係」に改め、同条第二項第一号中「発行済株式等」の下に「（法第二条第十二号の七の五に規定する発行済株式等をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第四項第五号中「の株式又は」を「又は」に、「合併親法人のうちいずれか一の法人」に、「）のうち」を「）であつて」に、「合併に係る合併法人（当該被合併法人の株主等が当該合併により同条第十二号の八に規定する合併親法人株式の交付を受ける場合にあつては、同号に規定する全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人）」を「いずれか一の法人」に改め、同条第五項中「規定する全部を」の下に「直接又は間接に」を加え、「直接完全支配関係（二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を保有する関係をいう。）」を「完全支配関係（二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を保有する関係をいう。）」に改め、同条第六項第一号中「発行済株式等」の下に「（法第二条第十二号の七の五に規定する発行済株式等をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第四項第五号中「の株式又は」を「又は」に、「合併親法人のうちいずれか一方」を「合併親法人（当該被合併法人の株主等が当該合併により同条第十二号の八に規定する合併親法人株式の交付を受ける場合にあつては、同号に規定する全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人）」を「いずれか一の法人」に改め、同条第五項中「規定する全部を」の下に「直接又は間接に」を加え、「直接完全支配関係（二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を保有する関係をいう。）」を「完全支配関係（二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を保有する関係をいう。以下この項において「直前完全支配関係」という。）」に改め、「（当該分割後に行われる適格合併により当該分割に係る分割承継法人の発行済株式等の全部が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人を含む。）」を削り、「直接完全支配関係が」を「完全支配関係が」に、「分割に係る分割承継法人と親法人との間の関係」を「直前完全支配関係」に改め、同条第六項第一号イ中「の株式又は」を「又は」に、「分割承継親法人株式（以下この号」を「分割承継親法人（ロ」に、「分割承継親法人株式」を「分割承継親法人」に、「いずれか一方」を「うちいずれか一の法人」に、「）のうち」を「）であつて」に、「分割承継法人（当該分割法人の株主等が当該分割型分割により分割承継親法人株式の交付を受ける場合にあつては、同条第十二号の十一に規定する全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人）」を「いずれか一の法人」に改め、同号ロ中「の株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方」を「又は分割承継親法人のうちいずれか一の法人」に、「当該いずれか一方」及び「当該分割承継法人（当該分割法人が当該分社型分割により分割承継親法人株式の交付を受ける場合にあつては、法第二条第十二号の十一に規定する全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人）」を「当該いずれか一の法人」に改め、同条第十七項中「規定する全部を」の下に「直接又は間接に」を加え、「直接完全支配関係（二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を保有する関係をいう。）」を「完全支配関係（二の法人に、「同じ」を「直前完全支配関係」という」に改め、「（当該株式交換後に行われる適格合併により当該株式交換に係る株式交換完全親法人の発行済株式等の全部が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人を含む。）」を削り、「直接完全支配関係が」を「完全支配関係が」に、「株式交換に係る株式交換完全親法人と親法人との間の関係」を「直前完全支配関係」に改め、同条第十八項第一号中「又は完全子法人とする適格合併又は適格株式分配」を「とする適格合併、当該株式交換完全親法人を被合併法人とし、当該株式交換完全子法人を合併法人とする適格合併又は当該株式交換完全子法人を完全子法人とする適格株式分配（以下この号において「適格合併等」という。）」に、「適格合併又は適格株式分配の」を「適格合併等の」に改め、同項第二号イ中「ない場合」の下に「又は当該株式交換完全子法人を合併法人とする場合」を加え、同号ロ中「規定する適格合併」の下に「（当該株式交換完全子法人を」を「株式交換完全親法人（特定適格合併に係る合併法人を含む。⑶において同じ。）又は株式交換完全子法人を」に改め、「する適格合併」の下に「（当該株式交換完全親法人を被合併法人とする適格合併にあつては、当該株式交換等完全子法人を合併法人とするものに限る。）」を加え、「（特定適格合併に係る合併法人を含む。）」を削り、同条第十九項第一号ロ中「株式交換等完全子法人を」を「株式交換等完全親法人（特定適格合併に係る合併法人を含む。ロにおいて同じ。）又は株式交換等完全子法人を」に改め、「する適格合併」の下に「（当該株式交換等完全親法人を被合併法人とする適格合併にあつては、当該株式交換等完全子法人を合併法人とするものに限る。）」を加え、「（特定適格合併に係る合併法人を含む。）」を削り、同項第二号ロ中「規定する適格合併」の下に「（当該株式交換等完全子法人を」を「株式交換等完全親法人（特定適格合併に係る合併法人を含む。⑶において同じ。）又は株式交換等完全子法人を」に改め、「する適格合併」の下に「（当該株式交換等完全親法人を被合併法人とする適格合併にあつては、当該株式交換等完全子法人を合併法人とするものに限る。）」を加え、「（特定適格合併に係る合併法人を含む。）」を削り、同条第二十項第五号中「の株式又は」を「又は」に、「株式交換完全支配親法人株式のいずれか一方」を「株式交換完全支配親法人のうちいずれか一の法人」に、「）のうち」を「）であつて」に、「株式交換完全親法人（当該株式交換完全子法人の株主が当該株式交換により同条第十二号の十七に規定する株式交換完全支配親法人株式の交付を受ける場合にあつては、同号に規定する全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人）」を「いずれか一の法人」に改め、同項第六号中「当該株式交換後に当該」の下に「株式交換完全親法人又は」を加え、「適格合併を」を「適格合併（当該株式交換完全親法人を被合併法人とする適格合併にあつては、当該株式交換完全子法人を合併法人とするものに限る。）を」に、「合併親法人株式が交付されるもの」を「合併親法人の株式が交付されるもの及び当該株式交換完全親法人を被合併法人とするもの」に、「分割承継親法人株式」を「分割承継親法人の株式」に改め、同条第二十二項及び第二十四項第六号ハ中「合併親法人株式」を「合併親法人の株式」に、「分割承継親法人株式」を「分割承継親法人の株式」に改め、同条第二十五項中「現物出資、株式交換」を「株式交換、現物出資」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第一項の合併、第五項の分割又は第十七項の株式交換　第一項、第五項又は第十七項に規定する親法人